

## 別表 1

### 建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等業務委託契約に係る指名基準の運用基準

#### 1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無

次の各号に該当する場合は指名しないこと。

- (1) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 県発注の業務委託に係る契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められること。
- (3) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに契約の相手方として不相当であると認められること。

#### 2 審査基準日以降における経営、信用の状況

銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営及び信用の状況が不健全であると判断される場合は指名しないこと。

#### 3 当該業務に対する地理的条件

本県内での業務実績等からみて、本県における業務の実施特性に精通し、業務内容及び業務規模等に応じて当該業務を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。

#### 4 手持ち業務の状況

業務の手持ち状況から見て、当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

#### 5 当該業務についての技術的適性

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- (1) 当該業務と同種業務について相当の実績があること。
- (2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の類似業務について実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる条件下での実績があること。

#### 6 当該業務実施についての技術者の状況

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- (1) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。
- (2) 審査基準日以降の受注業務への技術者の配置状況からみて、当該業務を確実かつ円滑に実施できる体制であること。

#### 7 審査基準日以降における労働福祉の状況

- (1) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは指名しないこと。
- (2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

建企第 号  
平成 年 月 日

様

建設企画課長 ○○ ○○

建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等業務委託契約に係る指名基準の運用基準に基づく指名業者選定の際の留意事項について（通知）

このことについて、下記業者は指名基準の運用基準第 号に該当するので、指名業者選定の際には、十分留意されるようお願いいたします。

記

1. 対象業者名

2. 理由

3. その他

別記様式第2号（規格A4）（第11条関係）

## 指名業者調書

対照番号      号

入札執行箇所名	主管課名	路河川名	工事(委託業務)名	工事(委託業務)場所

年度	契約管理番号	設 計 金 額	工事(委託)種別	工事等級

行	指名業者名	指名業者コード			代表者名	住 所
		県コード	コード番号			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合 計					社 摘 要	

工事(委託業務)概要